

平成30年12月

お客さま各位

株式会社 山口フィナンシャルグループ
株式会社 山口銀行
株式会社 もみじ銀行
株式会社 北九州銀行

～外国送金をご利用のお客さまへ～

平素は格別のお引き立てを頂き、厚くお礼申しあげます。

弊社グループは、「外国為替及び外国貿易法（以下外為法）」「米国 OFAC 規制」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および関連法規に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組んでおります。

つきましては、**外国送金のお申し込み時には当該外国送金等が「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制取引及び「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しない旨の申告をいただいた上で、お取引内容の資料のご提示などをお願いし、詳細な内容を聴取させていただく場合があります。**

また、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

1.北朝鮮・イラン関連のお取扱い

当行は、外為法に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条にもとづき、お客さまのご送金取引につきまして「北朝鮮・イラン規制関連規制の対象取引」に該当しないことを確認しております。当行では、全てのお客さまの外国為替取引において、北朝鮮およびイランとのお取引は取扱いできません。

なお、外国送金のお申し込み時には、送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、「原産地（国名）」「船積地（都市名）」「仕向地（都市名）（仲介貿易の場合）」をあわせてご申告ください。

【外国為替及び外国貿易法にもとづく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）】

- 原産地・船積地・仕向地の何れかが北朝鮮である貿易・仲介貿易取引
- 「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る目的」で行われる取引
- 人道目的の10万円以下の支払等の例外条件を除き、北朝鮮に住所等を有する個人・団体に対する支払
- イラン関連取引で、資金使途が核活動および大型通常兵器の移転関連の取引（本邦から外国へ向けた支払のみ）
- イランによる本邦の核関連企業への投資関連の取引

2.米国 OFAC 規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、同国が指定する国・地域や特定の個人・団体などを対象に、取引制限や資産凍結などの措置（以下「OFAC 規制」）を講じています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。

本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となります。また、現状、外為取引の多くは米国銀行やその他の銀行の在米拠点などを経由して行われるため、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、ご依頼いただくにあたり、当該取引に該当しないことを十分にご確認のうえ、お手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。また、お取引の受付後または外国送金到着のご案内後であっても、OFAC 規制に該当するおそれがある場合には、当行の判断により、お取引の中止や取消等を行うことがございます。

【米国 OFAC 規制による禁止取引（2018 年 12 月現在）】

米ドル建	次のいずれかに該当する取引 1. 取引の関係者（※1）の所在地や関係国・関係地（※2）に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれている場合 2. 米国政府により特定されているテロリスト・麻薬取引者・大量破壊兵器取引者・多国籍犯罪組織などの関与するお取引
米ドル建以外	上記のいずれかに該当し、かつ、以下に該当する取引 米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）がお取引に関与している場合

（※1）取引の関係者：輸入者・輸出者、取引に関わる銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者など

（※2）原産地、船積地、仕向地、船籍など

詳細については OFAC のホームページ（英文）にてご確認願います。

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>